

SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト 南海バス株式会社と基本協定を締結しました

堺市では、南海バス株式会社（本社：堺市堺区竜神橋町1丁2番11号 取締役社長：藤原 隆）とSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトにおけるSMI 都心ラインに係る基本協定を締結しました。

本市では、居心地がよく歩きたくなる都市空間の形成や、バリアフリーで回遊しやすい移動環境の構築などによる堺都心部の魅力向上をめざし、SMI プロジェクトに取り組んでいます。本協定は、令和5年12月1日に締結した南海電気鉄道株式会社との包括連携協定書を踏まえ、同プロジェクトの実現に向けて、南海本線「堺」駅及び南海高野線「堺東」駅を結び、公共交通の利便性や快適性、安全性の向上をめざすSMI 都心ライン導入に向けた取組の推進を目的に締結するものです。

1 締結日

令和6年2月16日（金）

2 基本協定の概要

(1) 目的

本市と南海バス株式会社が相互に連携・協力することにより、堺駅及び堺東駅を結び、公共交通の利便性や快適性、安全性の向上をめざすSMI 都心ライン導入に向けた取組を推進すること

(2) 連携及び協力事項

SMI 都心ラインに係る実証実験や導入車両、ART ステーションなどについて相互に連携し、協力して検討を進めること

(3) 有効期間

令和6年2月16日から令和7年3月31日まで

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：建築都市局 都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当
電 話：072-340-0417
ファックス：072-228-8034

SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトにおける
SMI 都心ラインに係る基本協定

（目的）

第1条 本協定は、令和5年12月1日に締結した「堺市と南海電気鉄道株式会社との包括連携協定書」を踏まえ、堺市（以下「甲」という。）と南海バス株式会社（以下「乙」という。）が相互に連携・協力することにより、堺駅及び堺東駅を結び、公共交通の利便性や快適性、安全性の向上をめざす SMI 都心ライン導入に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、SMI 都心ラインに係る実証実験や導入車両、ART ステーションなどについて相互に連携し、協力して検討する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た情報について、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示又は遺漏しないものとする。ただし、法令に基づく開示請求又は裁判所の命令があった場合は、この限りでない。

（本協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な措置を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈につき疑義が生じた場合、その都度、甲及び乙は協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名・押印の上各1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 堺市堺区竜神橋町1丁2番11号
南海バス株式会社
取締役社長 藤原 隆